

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第2号

君津郡市広域市町村圏事務組合指名競争入札参加者の資格を定める告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項の規定により、君津郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物件の購入及び売り払い等の委託に関する契約に係る令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

なお、君津郡市広域市町村圏事務組合指名競争入札参加者の資格を定める告示（令和2年君津郡市広域市町村圏事務組合告示第2号）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

令和5年1月18日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡辺 芳 邦

第1 指名競争入札に参加することができる者

指名競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、指名競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、組合指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- 1 施行令第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4の規定により指名競争入札に参加させないこととされている者
- 2 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
また、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていない者（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- 3 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 4 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

- 5 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- 6 その他法令等による許可が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は申請日とする。

第3 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、入札参加資格審査申請書にそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる所定の書類を添付して申請しなければならない。

申請区分	業 種		
	建設業	測量業等	物品業等
添付書類			
受付票	○	○	○
入札参加資格審査カード	○	○	○
営業内容書			○
営業所一覧表	○		
主要取引金融機関名	○	○	○
納入等実績調書			○
経営規模等総括表		○	
測量等実績調書		○	
納税証明書の写し	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○		
技術職員名簿の写し（技術者経歴書）	○	○	
印鑑証明書（写し可）	○	○	○
使用印鑑届	○	○	○
委任状（2部）	○	○	○
建設業の許可証明書又は許可通知書の写し	○		
営業上必要な許可・登録証明書の写し			○
登録証明書の写し		○	
特約店・代理店に関する証明書の写し			○
I S O登録証の写し	○	○	○

登記簿謄本又は身分証明書の写し及び後見登記 されていないことの証明書の写し	○	○	○
財務諸表		○	○
工事経歴書	○		
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知 書の写し	○		
社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保 険）の加入確認資料	○		

備考

- 1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）により登録された者が当該規程による現況報告書の写しを添付して申請する場合は、測量等実績調書及び技術者経歴書を省略することができる。
- 2 納税証明書は、課税されている国税（法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては申告所得税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の完納証明書とする。
- 3 建設業労働災害防止協会加入証明書は、当該協会に加入している者のみ提出するものとする。
- 4 印鑑証明書は、法人にあっては代表者のものとする。
- 5 使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあっては、登記していない印鑑）を組合との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。
- 6 委任状は、代理人に期間を定め入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。受任者の使用印は、使用印鑑届の使用印を押印するものとし、委任期間は、最長で令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 7 登記簿謄本は、法人又は支配人登記をしている場合に必要であり、それ以外の個人にあっては身分証明書及び後見登記されていないことの証明書とする。
- 8 財務諸表は、審査基準日の直前2か年の営業年度の決算のものとする。
- 9 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた経営事項審査に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しとする。
- 10 各証明書又は証明書の写しは、申請日直前3か月以内のものとする。ただし、市税の納

税証明書は申請日直前1か月以内のものとする。

- 11 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認資料は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険・健康保険・厚生年金」のいずれかが「無」の場合のみ提出。

第4 資格審査の申請の時期等

- 1 資格審査の申請は、令和5年2月24日から同年3月17日までに行わなければならない。
- 2 管理者が建設工事等の施工上特に必要と認めた者は、1の定めにかかわらず、資格審査の申請をすることができる。
- 3 資格審査の申請の受付は、総務課において行うものとする。

第5 資格審査及び等級区分

- 1 資格審査は、提出された入札参加資格申請書、添付書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - (1) 金銭的信用
 - (2) 契約履行に関する誠実性
- 2 建設工事の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者の資格審査については、1のほか施工能力について、次に掲げる事項についてそれぞれの項目により行うものとする。この場合において、(1)客観的事項についての審査は、建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値に基づいて行うものとする。
 - (1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
 - (2) 主観的事項
 - ア 工事成績、技術者数等
 - イ 労働福祉の状況
- 3 建設工事に係る申請者のうち、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び解体工事については、2の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付けを行うものとする。

第6 資格者名簿への登載等

- 1 管理者は、第5に定める資格審査の結果に基づき、次の表の区分に従い資格者名簿に登載するものとする。

申請者区分	名簿への登載日	名簿の有効期間
第4の1の定めによる申請者	令和5年4月1日	3年間
第4の2の定めによる申請者	管理者が指定する日	管理者が指定する期間

2 上記の資格者名簿に登載される次の事項は、公表するものとする。

- (1) 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
- (2) 登録業種及び等級

第7 事業協同組合等の特例

1 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請は、第3に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 組合員名簿
- (3) 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等（以下「適格組合」という。）にあつては、これを証する書類

2 建設業者に係る適格組合（協同組合を除く。）が組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第3に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第8 共同企業体の特例

共同企業体は、特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）と中小建設業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）に区分して次のとおり審査するものとする。

1 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体の資格審査及び審査方法等については、別に管理者が定めるものとする。

2 経常建設共同企業体

- (1) 経常建設共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、一の共同企業体につい

て5社以内とする。

(2) 一の建設業者は、二以上の構成員となることができない。

(3) 資格審査の申請は、建設共同企業体入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

ア 共同企業体協定書の写し

イ 共同企業体使用印鑑届

ウ 各構成員に係る第3に定める書類

(4) 資格審査は、第5の2に定める施工能力に関する審査項目について行うものとし、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については構成員の合計値により、その他の項目については構成員の平均値によるものとする。

第9 変更等の届出

資格審査の申請をした者は、当該申請に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第8号様式)にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変 更 事 項	添 付 書 類
1 許可番号(一般・特定の許可区分の変更を含む。)	許可証明書又は許可通知書の写し
2 登録番号	登録証明書の写し
3 商号又は名称	登記簿謄本及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状(2部)
4 主たる営業所の所在地	登記事項であればその謄本及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状(2部)
5 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその謄本
6 法人にあつては、代表者	登記簿謄本、印鑑証明書及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状(2部)
7 登録している印鑑(法人にあつては、登記している印鑑)	印鑑証明書及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては委任状(2部)
8 指名通知等を受ける事務所の電	

話番号等	
9 代理人に係る事項	委任状（2部）
10 使用印鑑	使用印鑑届
11 技術職員	技術職員名簿及び資格を証明する書類

備考

- 1 入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、変更事項が備考の2に定める場合を除き、郵送により行うことができる。ただし、この場合は返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封するものとする。
- 2 技術職員を新たに追加しようとする場合は、社会保険の標準報酬月額決定通知書又は源泉徴収簿及び資格等を証する書類の写しを提示書類として提出するものとする。

第10 入札参加資格の承継

- 1 資格者名簿に登載された者（以下「入札参加資格者」という。）から当該営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書
- 2 1の定めによる申請があったときは、管理者は当該申請の内容について審査し適当と認められるときは、資格者名簿に登載するとともに審査の結果を当該承継人に通知するものとする。

第11 入札参加資格の抹消

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消する。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
 - (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (5) 倒産・破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 第9の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないと

きは、管理者はその者を資格者名簿から抹消することができるものとする。

第12 入札参加資格の停止

1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。

(1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合

当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで

(2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合

同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合

同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

2 1の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第13 申請情報の取扱

1 申請者に関する情報については、君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は第7条第1項に規定する暴力団密接関係者を組合の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、必要な書類の提出を求めることがある。

2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が君津郡市広域市町村圏事務組合入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置を講ずる。

第14 資格審査申請書の様式

指名競争入札参加資格審査申請書等の様式は、別記第1号様式から第8号様式又は全国統一様式（建設業及び測量等業）とする。

第15 問い合わせ先

君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課 電話 0438（25）6121